

事務連絡
令和4年9月15日

各位

葛飾区福祉部
介護保険課長 佐藤 智洋

葛飾区介護予防・日常生活支援総合事業における加算の創設について（通知）

日頃より、葛飾区の介護保険事業の運営にご協力いただきありがとうございます。
介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）における国が定める基準等が一部改正され、「介護職員等ベースアップ等支援加算」が創設されることとなり、本年10月1日から施行されます。

つきましては、葛飾区の総合事業（訪問型サービスAおよび通所型サービスA）においても、同加算を以下のとおり創設いたしますのでよろしくお取り計らい願います。

なお、本加算の取得に伴い必要となる加算届等の提出書類につきましては、すでにご案内しているとおりです。

また、11月以降のサービス費の請求時に必要となる、マスタインタフェースにつきましては、東京都国民健康保険団体連合会での作業完了後に葛飾区ホームページに掲載予定です。

1 訪問型サービスA

サービス内容	単位数（1ヶ月につき）
訪問型サービスⅠ・Ⅱ	28単位

2 通所型サービスA

サービス内容	単位数（1ヶ月につき）
通所型サービスⅠ	18単位
通所型サービスⅡ	14単位
通所型サービスⅢ	13単位

3 問い合わせ

- ・報酬、サービスコードに関すること
介護保険課給付係 03-5654-8246（直通）
- ・加算に関する手続き、指定・運営に関すること
介護保険課事業者係 03-5654-8251（直通）